

項 目	千葉市情報公開・個人情報保護審議会への諮問事項
規定上の 変更点	個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、審議会等に諮問することができる旨の規定を条例で定めることができる
分 類	②改正後の個人情報保護法において施行条例で定めるとされている事項 (法第 129 条)
	④個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等などについて、審議会の意見を聴くことを要件とする旨の規定を定めることは許容されない (ガイドライン 9-4)

1 改正法における審議事項

改正法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる旨が規定されている。

※ 「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。

【法第 129 条】

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

一方で、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないとしている。(ガイドライン 9-4)

2 現行条例と改正法における審議会の審議事項の比較

現 行 条 例 (千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第 2 条)	改 正 法
<p>◆ 情報公開及び個人情報保護に関する重要事項</p> <p>◆ 千葉市個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項</p> <p>【諮問事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人外収集の制限 ・ 目的外利用・提供の制限 ・ センシティブ情報の電子計算機処理の制限 ・ オンライン結合の制限 <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ センシティブ情報の収集の制限 ・ オンライン結合の開始 (法令等、国等) ・ 電気計算機処理による国等への提供 	<p>◆ 法律上諮問が許容されない事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の収集制限 ・ 目的外利用及び外部提供の制限 ・ 電子計算機のオンライン結合等の制限 等 <p>※ <u>現行条例の千葉市個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項の諮問はすべて許容されない。</u></p> <p>◆ 想定される所掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の適正な取扱いを確保するため特に必要であるとして、専門的な知見に基づき意見すること

3 改正法施行後の審議会における所掌事務

現行条例の諮問事項であった「本人外収集の制限」、「目的外利用・提供の制限」、「オンライン結合」等の個別事案について、改正法施行後は審議会への諮問は許容されないこととなる。

よって、改正法施行後の審議会における個人情報保護に関する所掌事務は以下のとおりとなる。

(1) 諮問事項

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるもの

具体的には、施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合や法第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置（安全管理措置）の基準を定めようとする場合で特に必要がある場合（※）などが想定される。

※ 千葉市の情報セキュリティポリシーに関しては情報セキュリティ委員会がその内容を審議していることから、審議会において審議が必要と認められる場合（個人情報の大規模漏えいが発生し、安全管理措置の見直しが必要になった場合など）に限る。

(2) 報告事項

前年度の運用状況

現行の制度においても行っている前年度の運用状況報告については、改正法施行後においても実施することとする。

なお、報告事項については、現行の運用状況報告に加え、前年度に個人情報保護委員会に報告を行った事項（漏えい等の事案）についても報告を行うこととし、再発防止策等について必要に応じて審議会から意見を求めることとする。